

2024年5月2日

「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による 預貯金口座の管理等に関する法律」についてのお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年(令和6年)4月1日(月)より、「預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(以下、口座管理法)」に基づく預金口座への個人番号付番が開始されましたので、下記のとおりご案内させていただきます。

記

1. 預金口座付番の趣旨について

所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続きにおいて預金口座を特定するために利用されます。

2. お客さまへのご案内について

預金口座開設手続きの際に、口座管理法に基づく付番の趣旨についてお客さまがご承諾いただいた場合のみ、預金口座付番の手続きをご案内いたします。

3. ご留意事項

- (1) 預金口座付番の手続きにより、お客さま名義の全ての預金口座に付番されます。また、一度手続きいただくと、今後開設する預金口座にも自動で付番されます。
- (2) インターネットバンキングまたは通帳アプリにより定期預金口座を開設し、預金口座付番をご希望される場合は、お手数ですが、最寄りの当金庫窓口にお申し出ください。
- (3) 預金口座付番に関する詳細は、次頁「預金口座付番手続について」をご確認ください。

以上

<預金口座付番手続きについてのお問い合わせ>

ビジネスパートナー部

☎ 0120-18-3868 (平日9時~17時)

<預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ>

デジタル庁 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 (平日9時30分~20時 土日祝 9時30分~17時30分)

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank

預金口座付番手続について

巢鴨信用金庫

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」という）に基づく預金口座付番手続の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまに対して、預金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 預金口座付番の対象となる預金口座について

本申込を行うお客さま名義の全ての預金口座が付番対象となります。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、当金庫プライバシーポリシーをご参照ください。

当金庫プライバシーポリシー

- ・URLアドレス

https://www.sugamo.co.jp/guide/jyuyo/privacy/privacy_policy.html

- ・QRコード



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

6. 預金口座付番の結果通知について

金融機関の窓口でのお客さまへのご説明をもって結果通知とみなします。非対面の場合はE-mail、郵送等によりお客さま宛に結果通知がなされます。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意(上記項目2への承諾)	個人番号届出書
本人確認情報(氏名、住所等)	本人確認書類※1
個人番号	個人番号が確認できる書類※2

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写し」または住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）のいずれかの提示が必要となります。

以上